

保育園において新型コロナウイルスの感染者が
確認された場合の対応について

当園で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応について、富山市の基準に準じて対応することとします。

以下のとおり、対応基準を示しますので、状況に変化がある場合は速やかに連絡し、対応くださるようお願いいたします。

【感染等の状況による対応基準について】

対応基準	感染等の状況	自粛要請期間等
レベル 1	職員・児童・同居家族等が、濃厚接触者ではないがPCR検査を受ける場合	PCR検査を受けることが決定した日から、検査結果が陰性と確認される日まで保育園を休んでいただく場合があります。 (PCR検査は、様々な理由により受けるため、個々のケースにより判断しますので、園にお問い合わせください。)
レベル 2	職員・児童の同居家族等が、濃厚接触者に特定された場合	児童・職員の同居家族等が、濃厚接触者に特定された日から、保健所に指示された日まで、保育園を休んでいただきます。 ▶同居家族等のPCR検査の結果が陰性で、職員・児童に行動制限がない場合は登園可能とします。 (自粛要請期間に保育園を休んだ場合、保育料・給食費を日割り計算し減額します)
レベル 3	職員・児童が濃厚接触者に特定された場合	職員・児童が濃厚接触者に特定された日から、保健所に指示された日まで、保育園を休んでいただきます。(1つの目安として、感染者と最後に接触した翌日の翌日から起算して14日間)
レベル 4	職員・児童が感染した場合	保育園に在籍している児童・職員の感染が判明した日から、療養解除される日まで、保育園を休んでいただきます。

※ ただし、保健所から直接指示や要請があった場合はそれに従うこととします。

【保育園の休園について】

在園の児童及び職員が感染した場合は、保健所に確認しながら検査等を進めるとともに、感染拡大を防止するため、安全と判断されるまでの間、保育園を休園します。

ただし、他の児童や職員に濃厚接触者がいないなど、安全と判断できる場合には、保育園は開園します。(感染者だけが保育園を休みます。)

【保育料・給食費について】

上記の対応基準に従って保育園を休んだ場合には、保育料や給食費を減額します。なお、登園の自粛要請がなく、自主的に休まれた場合は、減額の対象になりません。

以上